

2015年5月14日

再発送される特別送達郵便に係る件 その2

4月10付で貴課から回答を戴き、発送元の東京高裁第22民事部の担当書記官宛てに、再送達をお願いをしました。

この際に当然ですが、必ず高裁地下の郵便局を引受とするように申しました。その結果は、やはり中継郵便局である東京多摩郵便局経由がされていません。ご説では郵便物の取り扱量により、情報(通過表示)の提供の省略をするとのこと。また、追跡サービスとありますが、この追跡には未来時間が表示される場合が多々あります。

4年前、別訴訟事件での同じ特別送達郵便の不正追跡を、埼玉県浦和中央郵便局に詰問したところ、「この追跡装置はブラックボックス化されていて、外部からの工作・操作は出来ない、何故に中継郵便局を省いた表示がされるのか解らない」

何度となく、特別送達郵便を”差出人へ返送”する試みをしました。最近では必ず往路と復路の経由局表示に違いが生じている、それも裁判所に限ってであり、特別送達郵便も簡易書留も同じ郵便トラック便では、書留扱いです。

ここに、同じ時と同じ地区(霞ヶ関)から発送した外務省からの書留郵便があります、如何でしょうか、こちら外務省発は正規なルート表示がされています、裁判所に限っての現象です、裁判のアウトソーシングから、こうした不正表示がされると考えています。

郵便なんて届けば問題ない・・・しかし郵便を工作・操作すれば如何なる犯罪も可能です、例えば消印・スタンプ、料金計器、また私宛てには、支払い料金を表示する、切手もスタンプも郵便局の領収書も何もない簡易書留が届いています、これらは虚偽公文書偽造・行使罪となります。

これらの郵便犯罪の証拠をhpに公開してから5年が過ぎますが、一年前からこのURLに海外からのアクセスが集中しており、ドイツ・米国・ロシア英国など世界からあります。

※ 月曜日に東京地裁第33民事部、池田書記官(035-581-5933)から私宛に、特別送達郵便が発送されます、hpでこの追跡をライブで伝えます、ご覧ください。

裁判所から届く起訴状の消印は偽造

検察から届く郵便物の料金計器は偽造

